

2018年11月9日

株式会社ツクイスタッフ

代表取締役社長 三宅 篤彦

問合せ先：取締役管理本部長 平野 裕

045-842-4198

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し維持していくことが、重要な経営課題であると考えております。株主や投資家の皆様、顧客、地域社会、取引先、従業員等あらゆるステークホルダーとの関係を適切に保ちながら、法令遵守のもと、常にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ツクイ	1,216,000	86.86
ツクイスタッフ従業員持株会	145,000	10.36
三宅 篤彦	14,000	1.00
平野 裕	10,000	0.71
田村 雅人	10,000	0.71
金井 直人	5,000	0.36

支配株主（親会社を除く）の有無	—
親会社の有無	株式会社ツクイ (上場：東京) (コード) 2398

補足説明

「大株主の状況」は、2018年3月31日現在の状況を記載しています。

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引を行う際は、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、当社取締役会の決議により行うことで、少数株主の権利を保護するよう努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1) 親会社との資本関係について

当社の親会社は、株式会社ツクイ（証券コード：2398）であり、当社の発行済株式総数（普通株式）の86.9%を保有しております。当社の経営判断において親会社の事前承認を必要とする取引や業務は存在しませんが、当社の取締役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部または一部の譲渡、定款の変更及び剰余金の処分等、株主の承認が必要となる全ての事項に関しては、株式会社ツクイが今後も影響を与える可能性があります。また、株式会社ツクイにおいて風評リスク等が顕在化した場合、当社に対しても当該リスクが伝播する可能性があります。

(2) 親会社との取引関係について

当社は株式会社ツクイに対し、人材派遣及び人材紹介等のサービスを行っておりますが、取引条件は独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行われております。当社が親会社と取引を行う場合は、親会社からの独立性の観点も踏まえ、取引内容及び条件等の健全性・適正性について、その他第三者との取引と比較しながら慎重に検討した上で実施してまいります。

(3) 親会社からの独立性確保に関する考え方について

経営の独立性を高める観点から、親会社との兼任取締役は就任しておらず、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。また、当社の経営判断及び今後の事業展開についても、親会社の事前承認を得ることなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員である社外取締役及び社内取締役を中心とする経営陣の判断のもと独自に意思決定し、実行しております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
瀬戸 恒彦	その他													
天野 直樹	弁護士													
堀江 明弘	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬戸 恒彦	○	○	瀬戸恒彦氏は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長、一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事、及び一般社団法人介護福祉指導教育推進機構監事を兼務しておりますが、これらの兼職先と当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	瀬戸恒彦氏は、介護保険制度に関する専門的知見を有しており、また長年の行政勤務を通じて、介護・高齢福祉、障がい福祉、子育て支援等幅広い分野における見識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、リスク管理ならびに内部監査について必要な発言を行っております。今後も社外取締役として豊富な専門知識・経験等を反映した職務を適切に遂行できるものとして判断しております。
天野 直樹	○	○	天野直樹氏は、永井・天野法律事務所パートナーを兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	天野直樹氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門的な知見及び豊富な経験のもと、法的な観点等から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、監査等委員会において、リスク管理ならびに内部監査について必要な発言を行っており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものとして判断しております。
堀江 明弘	○	○	堀江明弘氏は、株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役を兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。	堀江明弘氏は、公認会計士としての独立した立場から財務及び会計に関する相当程度の知見をもって取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、質問を行っております。また、監査等委員会において、財務ならびに内部監査について必要な発言を行っており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものとして判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び 使用人の有無	なし
--------------------------------	----

現在の体制を採用している理由

企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。監査等委員は取締役会のほか社内の重要会議への出席し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の職務の執行や経営監視ができる体制となっております。また、定期的に事業所の往査を実施することで、内部統制の実効性の向上を図ることができております。なお、監査等委員会は、内部統制室との連携により監査を実施することから、現時点では監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は内部統制、業務監査（妥当性監査）、法務関連事項、財務会計関連事項などの専門性を有しており、それぞれの知見を活かした活動を行っております。

内部監査を担当する社長直轄組織として内部統制室（専任人員 2 名）を設置し、被監査部門に対する牽制やモニタリングが有効に機能する体制としております。通常の実地監査に加え、監査機能の一層の強化充実を図るため、事前に通知せずに行う非通知監査を実施し、関係法令及び社内諸規定に従い適正に運用について監査するとともに、適切な助言を行い法令順守の周知徹底と業務の適正化を推進しております。

監査等委員会は 4 名で構成されております（うち常勤監査等委員 1 名）。監査方針に基づき、監査法人、内部統制室との連携を図り監査の実効性や監査役機能の質的向上を図っております。内部統制室及び関係部署と連携のもと重要書類の閲覧、重要会議の出席等により監査等委員監査を実施し、監査等委員会にて情報共有を図るとともに、常勤監査等委員は事業所往査を実施し事業所運営や実態の把握に努めております。

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、独立した第三者として公正不偏の態度を保持した立場から監査が実施されております。2018 年 3 月期において会計監査を執行した公認会計士 2 名の継続監査年数は 7 年以内であり、会計監査に係る補助者は公認会計士 4 名、その他の者 5 名で構成されております。

三様監査それぞれの実効性を高め、監査の資質向上及び相互補完を図るため、内部統制室及び監査等委員は定期的に会合を開き、相互意見交換を行い、情報共有を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への士気、意欲を高めるとともに、当社の企業価値の向上に資することを目的として、当社の取締役および従業員に対しストックオプション制度を導入し、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲、士気を高める目的として、社内取締役及び従業員を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針</p> <p>当社は、役員報酬額の決定方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 業績向上意欲を保持し、優秀な人材を確保することが可能な水準であること</p> <p>(2) 経営環境の変化を考慮し、経営内容を勘案した水準であること</p> <p>(3) 経営計画の進捗及び達成状況を踏まえた適切なインセンティブを付与すること</p>

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査等委員である社外取締役に對しては、監査等委員会事務局を担当する内部統制室が窓口となり各種連絡を行うこととしております。社外取締役より、取締役会での審議事項に對しての意見をいただき、経営に反映させることを検討することがガバナンスの強化の観点で極めて重要であると考えておりますので、取締役会等の開催に際しては事前に資料を配布し、必要に応じて事前説明及び情報を提供するなど適宜必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し維持していくことが、重要な経営課題であると考えております。株主や投資家の皆様、顧客、地域社会、取引先、従業員等あらゆるステークホルダーとの関係を適切に保ちながら、法令遵守のもと、常にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督するとともに、経営判断の原則に基づき迅速に意思決定を行っております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役が取締役会で議決権をもつことにより、監査・監督機能の強化と積極的な経営への参画を図ることが出来ます。社外の視点を持つ委員が大半を占める同委員会では、株主やその他のステークホルダーの視点を踏まえた意見が活発に提起され、意思決定プロセスの透明性が向上できます。また、内部統制室及び会計監査人と連携しての監査や、事業所に出向いての往査も行っております。監査上の重要課題等については、代表取締役との意見交換を3ヶ月に1度開催し、公正な意見陳述を行っております。

《会計監査の状況》

会計監査の業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

監査法人：有限責任 あずさ監査法人

業務を執行した公認会計士名：指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 叙男

指定有限責任社員 業務執行社員 川口 靖仁

監査業務に係る主な補助者の構成：公認会計士4名、その他5名

(注) 1.その他は、米国公認会計士、公認会計士試験合格者及び年金数理人であります。

2.当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指すため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

(1) 監査・監督機能の強化と経営の参画

監査等委員である取締役が取締役会での議決権を持つことにより、意思結締に関する監査・監督機能の強化を図るとともに、社外取締役による積極的な経営への参画を図ることができます。

(2) 経営の透明性の向上

当社の監査等委員会は、監査等委員 4 名のうち 3 名を社外取締役が占めております。監査等委員会では、業務執行部門から独立した立場の社外取締役より、株主やその他のステークホルダーの視点を踏まえた意見が提起され、さらに社内取締役である常勤監査等委員より当社の状況や課題を踏まえた見解が示され、活発な議論がなされています。この監査等委員会における議論の内容は取締役会における審議に反映され、意思決定プロセスの透明性を高めております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間を確保できるよう早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご出席いただけるよう、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点での採用予定はありませんが、個人投資家及び機関投資家の利便性向上を図るために、導入費用等を勘案し検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点での参加予定はありませんが、今後、機関投資家の利便性向上を図るための取組みを検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点での英文招集通知の提供予定はありませんが、株主様の状況に応じ検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、すべてのステークホルダーに対し、当社の経営方針や事業戦略、業績・財務に関わる情報を、わかりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針とし、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めてまいります。なお、ディスクロージャーポリシーは、上場後に当社ホームページに掲載する予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1～2回説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年に2回説明会を開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現段階では予定しておりませんが今後、海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページに設けているIRサイトにおいて財務情報や説明会資料などの資料を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室に担当者を配置しており、株主の皆さまに適時・適切な情報開示に努めてまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守とともに諸規程を適正に管理し、すべてのステークホルダーから信頼を得るよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	現時点で、環境保全活動、CSR活動等は行っておりませんが、企業ステージの成長にあわせて積極的に取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー情報管理規程・個人情報管理規程・適時開示マニュアル・フェアディスクロージャールールにより、適時適切な情報開示及び管理を行う体制を整えております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき整備・運用を図っております。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役及び従業員は、「倫理規程」ならびに「経営基本方針」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。
 - ②法令遵守の教育研修を実施し、法令及び企業倫理遵守の意識向上を図る。
 - ③業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、内部監査担当が「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性を監査する。内部統制担当が「内部統制規程」に基づき、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する体制を評価する。
 - ④各部門にて業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室内部監査担当が継続的に監視する。
 - ⑤内部監査や内部統制評価の結果は代表取締役及び監査等委員会に速やかに報告し、対策を講じる。
 - ⑥「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役及び取締役会、監査等委員会へ報告し対策を講じる。
 - ⑦社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」等に従い保存及び管理を適正に実施する。
 - ②監査等委員会が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別及び総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
 - ②各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
 - ③財務報告の信頼性にかかわるリスクの管理については、内部統制室が各部門をモニタリングし、代表取締役及び監査等委員会へ報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
 - ②取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」及び「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- (5) 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
 - ・当社は、親会社の定時取締役会（必要に応じて臨時取締役会）において、当社の取締役より定期的に状況の報告を行う。
 - ②当社の損失の危険の管理に関する親会社への報告及びその他の体制
 - ・親会社のリスク管理委員会において、当社の取締役よりリスク管理状況の報告を行う。
 - ・必要に応じて親会社の内部統制監査を受け入れ、グループ全体の内部統制の実効性を高める。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ①「監査等委員会規則」に基づき監査等委員会事務局を設け、監査等委員会の職務を補助する従業員として、必要な人員を配置する。
 - ②業務部長は、当該従業員の異動及び評価については、監査等委員会の同意を得る。
 - ③当該従業員が他部署の従業員を兼務する場合には、監査等委員会業務に関する当該従業員への指示は監査等委員会より直接行われるものとする。
- (7) 監査等委員会への報告に関する体制
 - ①取締役及び従業員は、法定事項及び社内規程事項に加え、下記の事項を速やかに報告する。
 - ・決定事項、事業等のリスクその他の重要事項

- ・当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項
- ・その他業務執行に関する重要な事項
- ②上記に定めのない事項でも、監査等委員会は取締役及び従業員に報告及び調査を要請できる。
- ③上記報告が内部通報による場合、「内部通報規程」の規定に基づき通報内容を監査等委員会に速やかに報告する。また通報者等を保護し、不利益な取扱を行ってはならない。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。
 - ②監査等委員は、主な事業所の往査を実施する。
 - ③監査等委員会は、内部統制室及び会計監査人と連携して、監査の適正性と実効性の向上に努める。
 - ④監査等委員は、重要な会議に出席し意見を述べる事が出来る他、3ヵ月に1回代表取締役との意見交換を行う。
 - ⑤監査等委員は、法令遵守及び内部通報の体制に問題あると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
 - ⑥監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または債務の処理を求めた場合は、必要性が認められない場合を除き速やかに当該処理をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、倫理規程において「反社会的勢力との関係断絶」を明記し、当社の特別利害関係者、取引先等は、反社会的勢力との関係を持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力への対応方針、組織、反社会的勢力に係る情報集約や暴力団排除条項の導入、反社会的勢力から接近・不当要求がされた場合の態勢等を定めております。また、反社会的勢力対応マニュアルを定め、運用しております。
- (2) 反社会的勢力の排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、警察等関係機関とも連携してこれに対応するため、神奈川県企業防衛対策協議会の会員となり、定期的な連絡会への出席や問い合わせ等を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。本社ならびに各事業所に対して万が一、反社会的勢力からの接触もしくは不当要求がなされた場合は、管理部を対応部署とし、必要に応じて神奈川県企業防衛対策協議会、管轄の警察署、顧問弁護士等の専門家に早期に相談し、適切な対応をとる体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

現在の株主構成等を鑑みて、現時点での具体的な買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「適時開示体制の概要」

適時開示手続きについて、下記のとおりプロセスは以下のとおりであります。

(1) 決算情報

決算、配当、業績予想等の決算情報につきましては財務部が中心となり、経営企画室と連携して情報を取りまとめます。情報取扱責任者は取締役会に報告し承認を得たうえで、情報取扱責任者、開示担当部署が窓口となり当該情報の適時開示を実施します。

(2) 決定事実

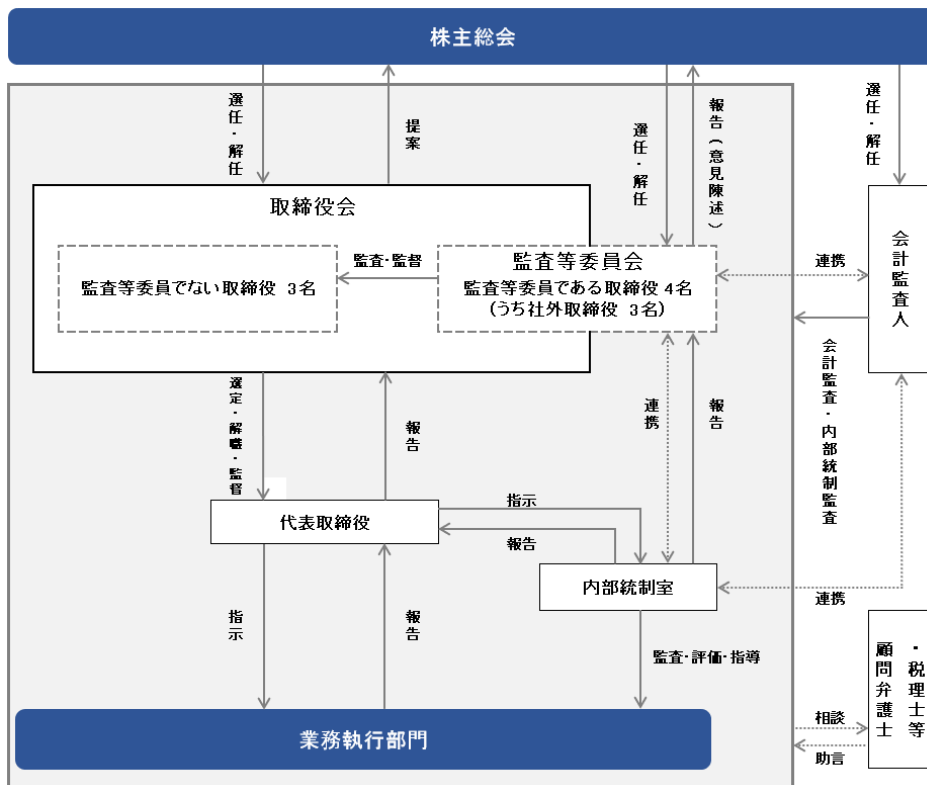
決定事実につきましては、経営企画室が中心となり情報収集を行い、財務部及び管理部と連携して情報を取りまとめます。情報取扱責任者は取締役会に報告し承認を得たうえで、情報取扱責任者、開示担当部署が窓口となり当該情報の適時開示を実施します。

(3) 発生事実

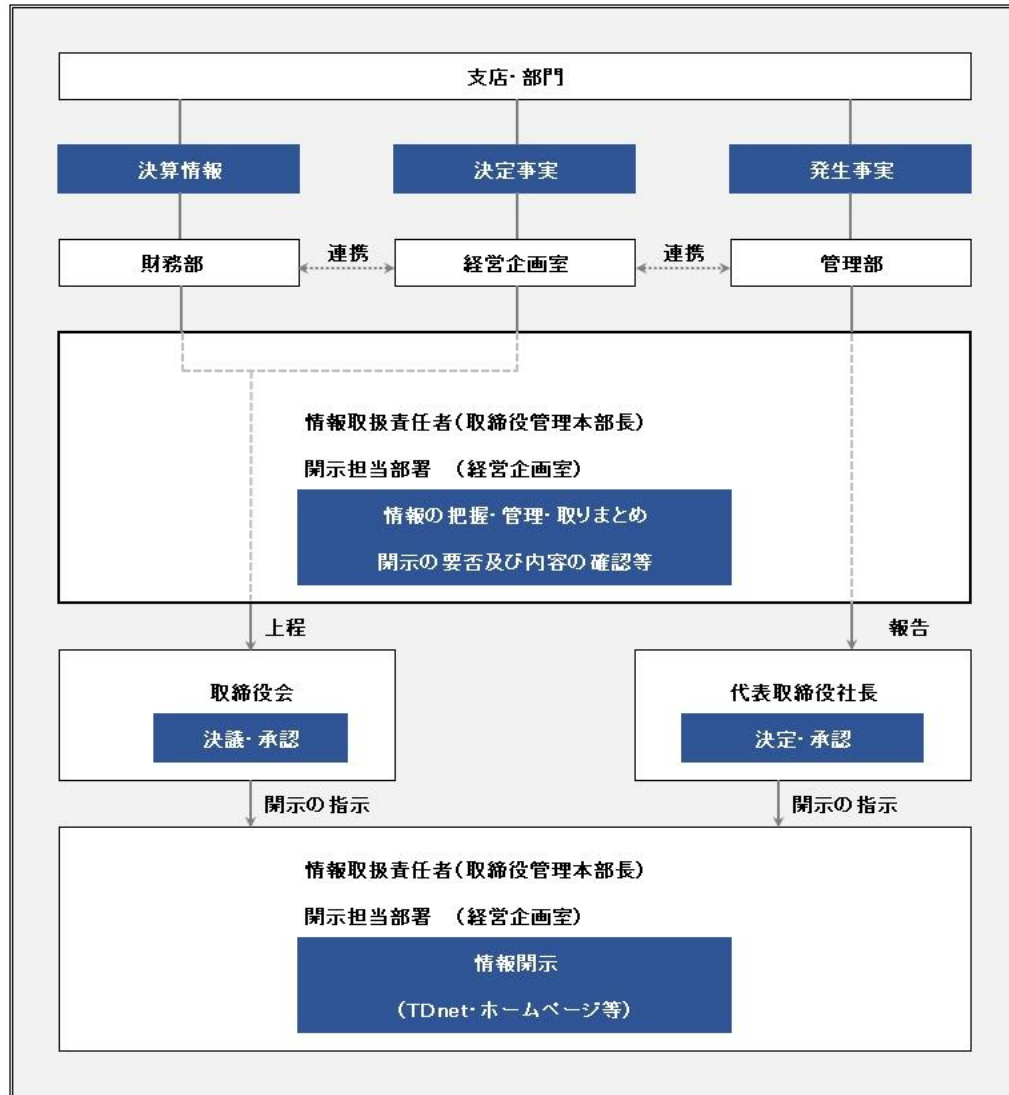
発生事実につきましては、適時開示対象となる事象が発生した時点で、該当の支店・部門は速やかに管理部に報告し、管理部は経営企画室と連携して情報を取りまとめます。情報取扱責任者は、開示担当部署と開示の要否及び内容を協議した上で取締役会に報告し、必要がないと判断した場合には、代表取締役社長に報告します。

代表取締役社長の意思決定を経て、情報取扱責任者、開示担当部署が窓口となり、当該情報の適時開示を実施します。

【コーポレートガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制（模式図）】



以上